

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 186 「包括利益の表示について」

今回は包括利益の表示について説明します。包括利益の表示については「包括利益の表示に関する会計基準（企業会計基準第 25 号）」（以下「基準」という）が企業会計基準委員会から公表されています。

「包括利益」とは、ある企業の特定期間の財務諸表において認識された純資産の変動額のうち、当該企業の純資産に対する持分所有者との直接的な取引によらない部分をいいます。また、当該企業の純資産に対する持分所有者とされるものは当該企業の株主のほか当該企業の発行する新株予約権の所有者が含まれ、連結財務諸表においては、当該企業の子会社の非支配株主も含まれます（基準 4 項）。

包括利益の計算の表示は当期純利益にその他の包括利益の内訳項目を加減して包括利益を表示することになります（基準 6 項）。

ここでいう「その他の包括利益」とは、包括利益のうち当期純利益に含まれない部分のことを指しています。連結財務諸表におけるその他の包括利益は、親会社株主に係る部分と非支配株主に係る部分が含まれます（基準 5 項）。

その他の包括利益の内訳項目は、その内容に基づいて、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、為替換算調整勘定、退職給付に係る調整額等に区分して表示します。持分法を適用する被投資会社のその他の包括利益に対する投資会社の持分相当額は、一括して区分表示します（基準 7 項）。

その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示します。ただし、各内訳項目に関して税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができます。いずれの場合であっても、その他の包括利益の各内訳項目別の税効果の金額の注記が求められます（基準 8 項）。

当期純利益を構成する項目のうち、当期又は過去の期間にその他の包括利益に含まれていた部分は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記することになります。

この注記は、税効果の金額の注記と併せて記載することができます（基準 9 項）。

これらの注記は、個別財務諸表（連結財務諸表を作成する場合に限られます。）及び四半期財務諸表においては、省略することができます（基準 10 項）。

包括利益を表示する計算書は、次のいずれかの形式が定められています。

(1) 2 計算書方式

当期純利益を表示する損益計算書と包括利益を表示する包括利益計算書からなる形式

(2) 1 計算書方式

当期純利益の表示と包括利益の表示を 1 つの計算書（「損益及び包括利益計算書」）で行う形式

なお、連結財務諸表においては、包括利益のうち親会社株主に係る金額及び非支配株主に係る金額を付記することになります（基準 11 項）。